

令和 7 年度

## 第 1 回 高森町農業委員会 議事録

令和 7 年 4 月 22 日(火)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 27 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

### 1 出席委員

#### (1) 農業委員

|         |                              |          |          |
|---------|------------------------------|----------|----------|
| 1 竹内 節男 | 2 城子 唯久                      | 3 松島 浩子  | 4 青山 高志  |
| 5 中塚 俊文 | 6 寺澤 悟                       | 7 丸山 宏充  | 8 木下 洋子  |
| 9 友谷 光  | 10 原 幸恵                      | 11 北村 隆洋 | 12 樋口 貞幸 |
| 13 林 清志 | 14 今川 実章 <small>(議長)</small> |          |          |

#### (2) 農地利用最適化推進委員

|          |          |          |         |
|----------|----------|----------|---------|
| 15 木村 直志 | 16 片桐 文雄 | 17 唐沢 弘之 | 18 宮下 俊 |
| 19 寺沢 正敏 |          |          |         |

合計 19 名

### 2 欠席委員

### 3 職務のために出席した職員

#### 農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

#### 営農支援センター

所長：龍口／職員：林、松島、松下／専門員：原、松村

### 4 会議への附議事項

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 議案第 01 号) 農地法の適用を受けない土地の証明について    | 1 件 |
| 議案第 02 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知（報告）   | 2 件 |
| 議案第 03 号) 農地法第 3 条の許可申請           | 1 件 |
| 議案第 04 号) 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請 | 1 件 |
| 議案第 05 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請      | 6 件 |

## 5 議事内容

議長 ただ今から令和7年度第1回高森町農業委員会総会を開催します。  
よろしくお願ひします。

時に午後3時00分

議長 令和7年度がスタートしました。あとから話があると思いますが、當農支援センターゆうきに農業関係の業務が一部移管され、本格運用が5月から始まるとのことです。  
パンフレットも配られていますが、令和7年3月で地域計画ができました。今後は、毎年の見直しが必要であり、皆さんにも耕作ができるという情報や担い手への繋ぎなどの活動を隨時やっていくということになっているので、ご協力をお願ひします。地域計画に入っていない農地についても、日々のパトロール等で情報を挙げていただくことが重要となりますので、お願ひします。  
それぞれの家庭での農作業が忙しくなっているかと思います。大型機械等使う際は、転倒等に注意していただき、安全に作業をお願いします。

議長 それでは次第に沿いまして進めてまいります。  
本日の議事録署名人は3番、4番お願ひします。

それでは議案第1号農地法の適用を受けない土地の証明について、議案第1号について13番、お願ひします。

13番 はい、申請者は松本市のKさんです。写真にあるように、農地であるのか率直に見ても分からない状況であり、申請があったものです。以上です。

議長 ただ今の件についてご質問等ござりますか。

14番 申請者は松本に住所がありますが、お子さんはいらっしゃらないのですか。

13番 お子さんは亡くなつたと聞いています。申請地向かいにある住宅は、以前、Kさんが住まわれていた住宅ですが、現在は別の方が住まわれています。

14番 申請地の一つは、使おうと思えば使えなくもないよう見えますが。

事務局 お持ちの土地の整理から始まっています。農地として使えそうな土地については、先月の議案の中で、農地法第3条により許可をいただいたところです。今回の土地は、現地確認を行いましたが、隣地の竹藪が覆っていますし、前面道路より一段高く、周囲は山林と宅地ということで、独立した農地となってしまっていますので、やむを得ないかと思います。

議 長 そのほか何かありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは農地法の適用を受けない土地の証明について可否をとりたいと思います。可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案第2号農地法第18条第6項の通知、報告案件ですが、議案番号1番を18番お願いします。

18 番 貸付人Kさん、借受人Mさんです。Mさんの経営規模縮小の意向のため、解約が行われるもので、解約後は、次の借受人がいます。

議 長 続きまして議案第2号について、1番お願いします。

1 番 貸付人Mさん、借受人Tさんです。Tさんが経営転換のために解約するものですが、すでに次の方が借りる予定です。

議 長 報告事項ですので受理とします。

続きまして議案第3号農地法第3条の許可申請について、10番お願いします。

10 番 謙渡人Nさん、謙受人は飯田市鼎のKさんです。場所は県道牛牧信号の南の道を北に150mほど行ったところになります。この土地は、Nさんが所有となって以降、親戚であるKさんが24年前から耕作を行っています。今回、土地を譲り受けて、今後も耕作を継続したいということで、資料にあるように當農計画書の提出も受けています。金額は0円です。ご審議をお願いします。

議 長 ただ今の件についてご質問等ございますか。

14 番 Kさんは耕作のために鼎から通っておられるのか。

10 番 通っています。農地もきちんと使われています。

14 番 年間の従事日数も150日以上あるので、問題はありませんか。

事務局 はい。

14 番 営農計画もありますし、現に耕作の実績もあるということですが、Kさんは元々農地を所有している方ですか。

事務局 飯田市でも農地はお持ちではありません。

議長 そのほか何かありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは農地法第3条の許可申請について可否をとりたいと思います。可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案第4号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、19番お願いします。

19番 申請者はSさんです。自宅西側に古い石積みがありますが、住宅改修に併せて隣地からの土砂等の流出に備え、新たな擁壁を立てるための計画です。ご審議をお願いします。

議長 ただ今のご説明について確認事項、ご質問等ありますでしょうか。

14番 申請地は傾斜地等で耕作が行えない土地であるか。今後は住宅敷地に含めて管理するということで良いか。

19番 はい。

議長 そのほか何かありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは決を採ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして、議案第5号農地法第5条第1項の許可申請について、議案番号1番を13番お願いします。

13番 請受人はNCさん、譲渡人はNYさんで親子関係です。場所は、農業試験場から南へ行くために曲がった先にある細長い土地です。ここに娘のNCさんが家を建てるという計画です。土地を確認しましたが、周辺農地への影響はないと思います。排水も既存の水路に流すと聞いています。親から子どもへの所有権移転に伴う費用は0円です。ご審議をお願いします。

議長 この件に関して確認事項、質問等ありますでしょうか。

14 番 この土地は第1種農地ですか。

事務局 農地区分については、集団農地にある第1種農地です。申請地は北側の集落に接続する住宅として、不許可の例外規定に該当するものと判断します。

議長 そのほか何かありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案第5号の議案番号1番について可否をとりたいと思います。

可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案番号2番を5番お願いします。

5 番 謙受人KSさん、謙渡人KOさんで親子関係です。使用貸借権の設定となります。場所は、JAみなみ信州高森支所の信号機から北に行ったところとなります。申請地は第1種農地です。道路を介して集落に接続しており、不許可の例外に当たると考えます。3月12日に農振除外となっています。公図をご覧ください。申請地の東側はKさん柿畠でしたが、今は切り株があるだけとなっています。申請地西側はFさん自家用畠です。北側はMさんぶどう畠がありますが、KSさんには消毒のための早朝のSS等の理解はご理解いただいており、KSさん側でネットを設置されています。配置図をご覧ください。道側から駐車スペースがあり住宅を立てられ、残地の三角形の土地は家庭菜園のスペースにするということで、直接住宅に消毒がかかることもなく、高低差もあるため問題ないかと思います。雨水については、道路側の側溝に流し、下水道は下水道に接続すると聞いています。ご審議をお願いします。

議長 この件に関して確認事項、質問等ありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案第5号の議案番号2番について可否をとりたいと思います。

可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案番号3番を6番お願いします。

6 番 謙受人は飯田市のKYさん、謙渡人は東京都のKHさんです。場所は、山吹にあるJA育苗センターの東側になります。申請地は細長い1mほどの土地で土手になっています。この土地だけ農振がかかっていた農地であったため、今回除外を行い、隣地のアパート敷地として転用の申請がありました。所有者は東京におり、耕作できない農地が残っても管理できない懸念があるため、KYさん

が譲り受けることになりました。アパートと東側住宅に挟まれており、周辺への影響もないと思います。土地の代金は、アパート建設時に含まれています。ご審議をお願いします。

議長 ご質問等ありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案第5号の議案番号3番について決を採ります。可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案番号4番を14番が説明します。

14番 諾受人はSさん譲渡人がKさんです。場所はドラッグストアを50mくらい西に入ったところです。申請地は畠としてKさんが管理していますが、Sさんの玄関前の敷地が狭いので、購入をして宅地にしたいという内容です。農地については農振除外となっています。坪単価は30,000円です。付近ですが、南側に田んぼ等農地がありますが、申請地に大きな建物を作るわけではないので、日照や通風には問題ないと思います。雨水については、地下浸透と一部は道路の既設側溝に流すということです。以上についてご審議をお願いします。

議長 ご質問等ありますでしょうか。

(挙手なし)

それでは議案第5号議案番号4番について決を採ります。可とされる方、挙手をお願いします。

(全員挙手)

全会一致で可とします。

続きまして議案番号5について、7番お願いします。

7番 諾受人は株式会社G、譲渡人はIさんです。申請地は【地番-1】、他2筆の計1,410m<sup>2</sup>で、太陽光発電施設になります。申請地は山吹駅近くのアパートの裏側になります。申請理由は、譲渡人は高齢のため土地が管理できない状況が続いており、またM村在住のため、遠方にて管理ができないことが理由となります。申請地が管理できない状況が続くと、隣接する農地所有者にも迷惑がかかるため今回の申請に至りました。坪単価は3,000円です。以上、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。この件でご質問等ありますでしょうか。

14番 添付で施設に係る資料があるが、雨水排水について、どうなりますか。

- 5 番 地下浸透となります。
- 14 番 景観計画には問題がない場所ですか。
- 事務局 業者から、関係課にも事業に係る相談を行っています。また県の環境条例の関係も届出を提出されています。
- 議 長 そのほか何がありますでしょうか。  
(挙手なし)  
それでは議案第 5 号の議案番号 5 番について可否をとりたいと思います。  
可とされる方は挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全会一致で可とします。
- 続きまして議案番号 6 について、15 番お願いします。
- 15 番 請受人は吉田の Y さん、請渡人は長野市在住の M さんです。申請地は中央線沿いにある吉田霊園西側、ぱどま保育園の北になります。申請理由は、Y さんの庭と家庭菜園の敷地が欲しいという希望に対し、隣接する M さんの土地を購入することになりました。農地については農振除外となっています。坪単価は 33,000 円です。以上、ご審議よろしくお願いします。
- 議 長 ただいまの件でご質問等ありますでしょうか。  
(挙手なし)  
それでは議案第 5 号議案番号 6 番について決を採ります。可とされる方、挙手をお願いします。  
(全員挙手)  
全会一致で可とします。

以上で審議事項を終了します。  
ありがとうございました。

時に午後 3 時 34 分

高森町農業委員会議長 今川 実章  
高森町農業委員会会长 今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員

議事録署名委員

高森町農業委員

3番 松島 浩子

4番 青山 高志